



三次市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定により工事監査を実施したので、
同条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和2年2月28日

三次市監査委員 升 本 美知子

三次市監査委員 岡 田 美津子



(別紙)

第1 監査対象工事

1	工事名：(仮称)吉舎町拠点施設建設工事（建築主体工事） 請負金額：726,000,000円（税込） 工期：令和元年8月7日から令和2年9月30日 所管部署：三次市吉舎支所
2	工事名：(仮称)吉舎町拠点施設建設工事（機械設備工事） 請負金額：163,020,000円（税込） 工期：令和元年8月7日から令和2年9月30日 所管部署：三次市吉舎支所
3	工事名：(仮称)吉舎町拠点施設建設工事（電気工事） 請負金額：183,700,000円（税込） 工期：令和元年8月7日から令和2年9月30日 所管部署：三次市吉舎支所

※監査は、当初契約における関係書類で実施

第2 監査の実施期間

令和元年12月19日から令和2年2月17日

第3 監査の方法

令和元年度に施工中の工事の中から3件を抽出し、計画、設計、積算、契約、施工、検査、維持管理等が適正かつ効率的に行われているかどうかについて、関係書類の提出を求め、調査するとともに、各部署の担当者から説明を聴取した。

また、工事施工箇所の現地調査を行った。

なお、実施に当たっては、公益社団法人 大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、技術士1名の派遣を受けた。

第4 監査の結果

3件の工事に係る関係書類及び施工状況を調査した結果、概ね良

好であると認められた。

第5 監査委員の意見

公共工事の実施にあたっては、今後も環境へ十分に配慮されるとともに、技術士から要望のあった事項を参考に、技術水準の向上及び安全管理に対する意識の向上に努められたい。

また、三次市の財政状況もふまえ、最小の経費で最大の効果が得られるよう事業執行の効率化を図り、市民生活の向上に努められたい。